

(6) 島谷 喜代孝

【所属等】 関西たばこ問題を考える会 会長

【意見】

(3) 受動喫煙の無い職場の実現に向けた国民のコンセンサスの形成について
たばこは、リラックスした時間を過ごす際のパートナーとして、また、コミュニケーションのきっかけとして、多くの成人の方に支持されています。一方で、喫煙には健康との関連が指摘されていることから、健康増進法、その他各都道府県条例等により、我々愛煙家が心置きなくたばこを吸える場所が年々制限されてきているのが事実です。受動喫煙の健康影響については、国際がん研究機関による疫学調査研究でも肺がん発生との間に統計的に有意な関連性は認められていませんが、たばこを吸わない人にとって、たばこの煙は時に迷惑となることから、我々の団体では喫煙マナーの徹底・普及活動に力を入れております。

職場における受動喫煙防止対策を検討する上では、一方的、恣意的な観点で検討を行うのではなく、事業者・労働者・愛煙家・たばこを吸われない方といったあらゆる立場の方の意見を聴いた上で、総合的に検討し、全国民が納得できる対策の具現化を望みます。

「職場における受動喫煙防止に関する公聴会」資料
関西たばこ問題を考える会・1・5

「職場における受動喫煙防止に関する公聴会」資料

平成 22 年 11 月 10 日

関西たばこ問題を考える会

1. 「関西たばこ問題を考える会」について

(1) 昭和 63 年に発足

(2) 設立の目的

- ・ たばこを喫う人と喫わない人とが共に理解し合える社会をつくる

(3) 重点活動

- ① 喫煙についての理解の促進
- ② 喫煙マナーの啓発
- ③ 喫煙場所の確保

2. 「愛煙家のたばこの楽しみ方と喫煙マナー」について

(1) 日本におけるたばこの歴史は 400 年以上を有し、庶民生活に定着している嗜好品

(2) 喫煙マナーの向上と喫煙場所の確保が重要な課題

- ・喫煙マナー → たばこのポイ捨てや歩行喫煙などを厳に慎むと共にたばこの煙に不快感を持たれる人にも配慮した喫煙
- ・喫煙場所 → 喫煙マナーの更なる向上には、喫煙者の排除ではなく、適切に喫煙場所を確保することが重要

3. 「たばこに関する規制」について

(1) 平成 14 年に千代田区・路上喫煙防止条例（環境美化）

(2) 平成 15 年に健康増進法（受動喫煙防止）

① 大阪府庁舎・全面禁煙（平成 15 年）、神奈川県・受動喫煙防止条例（平成 22 年）

- ・分煙ではなく、全面禁煙（屋内だけでなく敷地内も）が進行

- 2 -

4. 「受動喫煙と健康との関連」について

(1) 国際がん研究機関による受動喫煙の相対リスク

- ・「受動喫煙は家庭内・職場内ともに肺がん発症とは無関係であった」と報告

区 分	相対リスク値	相対リスクの信頼区間
家 庭	1.16	0.93～1.44
職 場	1.17	0.94～1.45
総 合	1.14	0.88～1.47

（注：相対リスクの信頼区間の下限値が、すべて 1 以下なので受動喫煙と肺がんは無関係であることを示しています。 調査対象国：イギリス・スウェーデン・イタリア・スペイン・ポルトガル）

(2) カリフォルニア大学公衆衛生学部による受動喫煙のリスク（39 年間追跡調査結果）

- ・「受動喫煙によって肺がんならびに虚血性心疾患の死亡率に有意差はない」と報告

区 分	肺がん	虚血性心疾患
	相対リスク(95%信頼区間)	相対リスク(95%信頼区間)
男性(9,619 人)	0.75(0.42～1.35)	0.94(0.85～1.05)
女性(25,942 人)	0.99(0.72～1.37)	1.01(0.94～1.08)

注：相対リスク値は年齢調整済みの数値（ブリティッシュ・メディカル・ジャーナル 2003 年 5 月）

- 3 -

5. 「規制のあり方」について

- (1) 喫煙は個人の嗜好の領域に属するものです。受動喫煙のリスクについては異論もあり、明確に害があるという根拠のないものについて、公権力が介入することは、個人の尊重や自由を害すると共に私企業への経営介入にもなります。
- (2) 大切なのは、喫煙者と非喫煙者が共存できることです。そのためには、非喫煙者に迷惑がかからないよう喫煙者がたばこを吸える場所をきちんと確保することです。
受動喫煙の問題については、喫煙者がマナーを徹底することと、喫煙できる場所をきちんと設けることで回避できます。
- (3) 喫煙室や喫煙可能な場所における厳格な基準の適用は、設置や改作のためのコストがかかりすぎるため、事業者にとっては多大な負担となり、結果として喫煙場所を設けられなくなります。また、職場には喫茶店やバーなどの飲食店、パチンコ業などの遊技場、一般のオフィスや営業所、工場など様々な業態があることから、一律な基準を設けることには無理があります。

- 4 -

- (4) 喫煙場所がなくなれば、たばこを吸える場所がなくなり、本来吸ってはいけない場所でたばこを吸う人が出てくるなど、かえってマナー違反の者が増える可能性すらあります。
- (5) 喫煙場所確保のためには、事業者の投資をムダにすることのないようこれまでの取り組みを認めるとともに、コストをかけずに対応できる取組みを受動喫煙防止対策として評価することが大切です。
- (6) 国および地方行政の庁舎においては喫煙場所を設置すべきです。そして受動喫煙防止対策の具体例として民間企業に示す事で取組みを推進すべきです。

6. 「国民のコンセンサス形成」に向けて

- (1) 個人の自由と経営の自主性を侵害しかねない過度な規制は、到底国民の理解が得られず単に反発だけを招き、実行性を欠くものになります。
- (2) 適正な喫煙場所を確保するために、たばこを吸う労働者と吸わない労働者が協議し、事業所の方針を決め、その方針を踏まえて事業者が適切な対策を行う等、その事業所の方が自らの事業所の喫煙対策方針を決め、自発的に取り組めるような内容とするべきです。

- 5 -